

区地球温暖化対策の取り組み 環境マネジメントシステム

区は大規模事業者の責務として、区独自のEMS(環境マネジメントシステム)を導入し、事務事業に係る環境負荷の低減に取り組んでいます。令和5年度の詳しい取り組み結果はHPをご覧ください。

環境監査の結果報告

EMSが適切かつ継続して運用されているか、その状況を確認するために、令和5年10月30日から12月15日まで、40カ所の所属・施設を対象に課長級職員による内部環境監査を実施しました。監査結果は、「優良事項」が24件、「要改善」が2件、「不適合」はありませんでした。「要改善」の内容は、研修の未実施、PC未使用時の電源オフなどの未徹底であり、監査後速やかな改善を促しています。

今後の対応として、優良事項の水平展開を図るとともに、研修や環境監査を通じ、職員の環境に対する意識向上に努めていきます。

温室効果ガス排出抑制の取り組み結果

区の事務事業を対象とした、「中央区役所温室効果ガス排出抑制実行計画(第5次)」では、令和3年度から令和7年度までの5カ年で、温室効果ガス総排出量を基準年度(平成25(2013)年度)と比較して28%削減、温室効果ガス排出原単位(区施設の床面積1㎡から排出される温室効果ガス排出量)を基準年度(令和元(2019)年度)と比較して5%削減を目標としていました。

区の事務事業に伴う令和5年度の温室効果ガス総排出量は20,531t-CO2(基準年度比31.7%減)、温室効果ガス排出原単位は54.9kg-CO2/㎡(基準年度比2.8%増)となりました。

令和6年3月に改定した「中央区役所温室効果ガス排出抑制実行計画(第6次)」では更なる削減を目指し、令和12(2030)年度において、温室効果ガス排出量を基準年度(平成25(2013)年度)比55%削減することを目指しています。引き続き、小まめなエコオフィス活動や適切な設備運用、再エネの導入、計画的な省エネルギー型の施設整備など、環境に配慮した取り組みを推進していきます。

令和6年3月に改定した「中央区役所温室効果ガス排出抑制実行計画(第6次)」では更なる削減を目指し、令和12(2030)年度において、温室効果ガス排出量を基準年度(平成25(2013)年度)比55%削減することを目指しています。引き続き、小まめなエコオフィス活動や適切な設備運用、再エネの導入、計画的な省エネルギー型の施設整備など、環境に配慮した取り組みを推進していきます。

環境課環境企画係
☎(3546)5408
区HP▶

古紙リサイクルシステム ちゅうおうエコ・オフィス町内会

「ちゅうおうエコ・オフィス町内会」は、小規模事業所向けの企業参加型古紙リサイクルシステムです。

今まで燃やすごみとしていた古紙を資源として回収し、再利用することでごみの削減にもつなげます。

回収方法 無料で貸し出す回収ボックス(4個1組)に古紙を分別して入れるだけで、手間をかけずに保管できます。また、定期的に回収業者がオフィスに伺い、空のボックスと交換します。

◎1個のボックスには、古紙が約20kg入ります。

回収品目 上質コピー用紙、再生コピー用紙、新聞・折り込みチラシ、雑誌、段ボール、細断した紙など

回収負担金(4月1日現在)

共同回収することで回収料金が抑えられ、さらに回収料金から古紙売却代金を差し引くため、コストダウンができます(回収料金や古紙売却代金は紙の種類によって異なります)。

・上質コピー用紙1ボックスの場合(22円/kg-4円/kg)×20kg=360円(税込み396円)

◎参加方法や料金など詳しくは、HPをご確認ください。

環境課環境企画係
☎(3546)5408
区HP▶

9月20日～26日は動物愛護週間

動物愛護週間は、動物の愛護と適正な飼養についての関心と理解を深めるために「動物の愛護及び管理に関する法律」に基づき、設けられています。

ペットの適正な飼養

飼い主は、ペットの習性をよく理解し、愛情を持って終生飼養をしてください。また、日頃からペットの健康管理に気を配り、犬には必ず狂犬病の予防注射を受けさせましょう。

犬の散歩のマナー厳守

・犬の散歩をするときは、犬をリードできちんとつなぎましょう。
・散歩中におしっこをしてしまったときはすぐに水で流し、ふんをしたときは家に持ち帰ることが飼い主の責任です。
・ふん尿の不始末およびノーリードによる散歩は、「東京都動物の保護及び管理に関する条例」で禁止されています。

猫の室内飼育と不妊去勢手術

猫は犬ほどたくさんの運動が必要

な生き物ではありません。十分な餌と上下運動ができる場所、そして飼い主の愛情があれば、室内でもストレスをためずに健康に飼うことができます。

猫は繁殖力がとても高い生き物です。もらい手がいない不幸な命を生み出さないためにも、必ず不妊去勢手術を受けさせましょう。

災害に備えて

災害時の生活環境に対応できるように、日頃から、決められたトイレで排泄する、ケージに嫌がらずに入るなどの基本的なしつけをしておきましょう。また、動物のための防災用品(5日間以上のフードや水、トイレ用品など)も準備しましょう。

リーフレットの配布

ペットの飼育に関するリーフレットを保健所窓口で配布している他、HPでダウンロードできます。

中央区保健所生活衛生課生活衛生事業係
☎(3546)5762
区HP▶

食品ロスの削減にご協力ください

「食品ロス」とは、食べ残しや売れ残りにより、まだ食べられるにもかかわらず、捨てられてしまう食品のことです。日本では1年間で約472万トンの食品ロスが発生しており、これは1人当たり毎日おにぎり1個に近い量(約103g)の食品を捨てていることになります。

一人一人の日常生活でのちょっとした工夫や意識の向上が、大きな削減につながります。ぜひ食品ロスの削減にご協力ください。

ちゅうおう食べきり協力店をご利用ください

区では、食品ロスの削減に取り組む区内の飲食店や食品販売店などを「ちゅうおう食べきり協力店」としてHPで紹介しています。

ちゅうおう食べきり協力店を利用して、美味しく食べきりましょう。

協力店での取り組み

・小盛メニューやハーフサイズなどの設定
・ばら売りや量り売りなどによる食品の提供

・賞味期限または消費期限の近い食品の割引販売 など

◎協力店を随時募集しています。詳しくはちゅうおう食べきり協力店HPをご覧ください。

フードドライブ

区では、家庭で余った食品を受け付け、区内の子ども食堂などに提供しています。家庭で使い切れずに余っている食品類がありましたら、お持ち寄りください。

なお、受付窓口や受付時間はフードドライブHPをご確認ください。

環境課環境企画係
☎(3562)1523

フードドライブについて
環境課環境企画係
☎(3546)5408

ちゅうおう食べきり協力店(区HP)

フードドライブ(区HP)

中央区への「ふるさと納税」受付中

区では区外の皆さんからの寄附を通年で受け付けています。

寄附金の活用方法

①中央区の区政全般
②活用してほしい分野を指定
③中央区の森寄附金
④応援したい団体を指定
⑤首都高速道路地下化等事業応援寄附
◎区内在住の方も①～③について寄附し「ふるさと納税」の税額控除を受けられます。ただし、返礼品は受け取れません。

ポータルサイトからの寄附

・さとふる(活用方法①～③、⑤)
・ふるさとチョイス(活用方法④)
◎7月に返礼品を拡充しました(さとふるに掲載)。

さとふるHP ふるさとチョイスHP

屋外での「受動喫煙防止」にご協力を

「道路や公園での喫煙者が多く、通行に支障がある」、「私有地からたばこの煙が流れてきて困っている」など、屋外での受動喫煙について多くの相談が寄せられています。

区では、「中央区歩きたばこ及びポイ捨てをなくす条例」および「中央区受動喫煙防止対策の推進に関する条例」により、指定喫煙場所以外の道路、公園などの公共の場所での喫煙を禁止しています。また、私有地での喫煙であっても、公共の場所にいる人に受動喫煙を生じさせないよう配慮しなければならないと定めています。喫煙する際は、条例で定めた「中央区たばこルール」を守り、喫煙する人もしない人も気持ちよく過ごせる環境づくりにご協力ください。

喫煙者が守るべきルール

・公共の場所では、指定喫煙場所以外で喫煙をしない。

・私有地で喫煙をする場合であっても、公共の場所にいる人にたばこの煙を吸わせない。
・近くに子どもや妊婦など健康に配慮が必要な人がいるときは喫煙を控える。

灰皿を設置する事業者が守るべきルール

・人通りの多い場所の近くに灰皿を置かない。
・子どもの通学時間帯に灰皿を使わせない。
・喫煙をする人が多いときは、譲り合っての利用を呼び掛ける。

指定喫煙場所利用について

混雑時は譲り合ってご利用ください。所在地など詳しくはHPをご覧ください。

中央区保健所生活衛生課生活衛生事業係
☎(3546)5762
区HP▶